

6. 有価証券報告書・半期報告書の提出遅延、提出延長承認

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場REITの発行者等は、上場REITの発行者である投資法人が、2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、「①内閣総理大臣等に対して、金商法第24条第1項又は同法第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのない場合」、「②当該期間内に提出しなかった場合（①の開示を行った場合を除く。）」、「③これらの開示を行った後に提出した場合」、及び「④当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けた場合」のいずれかに該当した場合は、それぞれの時点において、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

【上場規程第1213条第2項第1号b（f）】

※ 有価証券報告書・半期報告書の提出遅延、提出延長承認には、適時開示上の軽微基準は設けられていません。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 有価証券報告書又は半期報告書について提出期限延長に係る財務局長等の承認を受けたときは、対象となる有価証券報告書・半期報告書、法定提出期限、提出期限延長に係る承認を受けた旨、提出期限延長に係る承認を受けた期間、提出期限延長に係る承認を必要とした理由、提出時期の見込みなど今後の見通しを開示してください。

【その他の注意事項】

- 有価証券報告書・半期報告書を法定の提出期間経過後1か月以内（天災地変等、投資法人の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、その提出期限経過後3か月以内）に提出しなかった場合には、上場廃止となります。

【上場規程第1218条第2項第8号】

また、「①内閣総理大臣等に対して、金商法第24条第1項又は同法第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのない場合」又は「②当該期間内に提出しなかった場合」のいずれかに該当した旨の開示が行われた場合は、上場廃止となるおそれがあることを投資者に周知させるため、監理銘柄（確認中）に指定されます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が当該情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

① 提出遅延の場合

- a. 対象となる有価証券報告書・半期報告書
- b. 法定提出期限
- c. 提出が遅延するに至った経緯
- d. 今後の見通し

- ・ 有価証券報告書又は半期報告書を提出する見込みがある場合には、その内容を記載する。提出時期の見込みがある場合には、提出予定時期も含めて記載する。

- ・ 法定提出期限までに有価証券報告書又は半期報告書の提出ができる見込みがない場合であって、監理銘柄（確認中）に指定されると見込まれるときは、その旨も記載する。
- e. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

② 提出期限延長の場合

- a. 対象となる有価証券報告書・半期報告書
- b. 延長前の法定提出期限
- c. 提出期限延長に係る承認を受けた旨
- d. 提出期限延長に係る承認を受けた期間
- e. 提出期限延長に係る承認を必要とした理由
- f. 提出時期の見込みなど今後の見通し
- g. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(開示様式例) 有価証券報告書(半期報告書)の提出遅延に関するお知らせ

この開示様式例は実務上の便宜のため参考として掲載しているものです。

開示資料の作成にあたっては、「開示事項及び開示・記載上の注意」を必ず参照してください。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

〇〇〇〇投資法人

代表者名 執行役員 〇〇 〇〇

(コード: 〇〇〇〇)

資産運用会社名

〇〇〇〇株式会社

代表者名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

問合せ先 取締役広報・IR部長 〇〇 〇〇

(TEL. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

〇〇〇〇年〇月期有価証券報告書(〇〇〇〇年〇月期半期報告書)の提出遅延に関するお知らせ

本投資法人は、〇〇〇〇年〇月期有価証券報告書(〇〇〇〇年〇月期半期報告書)について、以下のとおり、金融商品取引法第24条第1項(金融商品取引法第24条の5第1項)に定める期間内である〇〇月〇〇日までに提出できる見込みがありません(提出しませんでした)ので、お知らせいたします。

1. 提出が遅延するに至った経緯

2. 監理銘柄(確認中)への指定見込みについて

3. 今後の見通し

(その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項を記載する。)

以 上